



箕面市国第361号  
平成23年(2011年)1月13日

箕面市国民健康保険運営協議会  
会長 牧原 繁 様

箕面市長 倉田 哲郎



国民健康保険料の賦課限度額の見直し及び出産育児一時金の改定について(諮問)

箕面市の保険料の賦課限度額の見直し及び出産育児一時金の改定について、貴協議会の意見を求めます。

(諮問主旨)

国において、国民健康保険に加入している中間所得層の保険料の負担軽減を図るために、保険料の基礎賦課額分、後期高齢者支援金等賦課額分及び介護納付金賦課額分の賦課限度額の引き上げが予定されており、平成22年度末までに国民健康保険法施行令が改正される見通しです。この賦課限度額の見直しは、現在諮問をいたしております「国民健康保険の事業運営のあり方と手法について」に必要な改定と考えています。

また、国における緊急の少子化対策として、平成21年10月から平成23年3月末までの暫定措置にて出産育児一時金の支給額の増額がなされていますが、今般、平成23年度以降についても、この措置が恒久化される予定です。本市としても、この恒久化の措置は、必要な措置であると考えています。

以上のことから、国民健康保険料の賦課限度額の見直し及び出産育児一時金の改定を諮問いたします。

(1) 賦課限度額の見直しについて

	基礎賦課額		後期高齢者 支援金等賦課額		介護納付金賦課額	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
箕面市	50万円	51万円	13万円	14万円	10万円	12万円
政令(予定)	50万円	51万円	13万円	14万円	10万円	12万円
賦課限度額の改正は、政令の金額と同額とする。						

(2) 出産育児一時金の改定について

	平成21年10月1日から	平成23年4月1日から
出産育児一時金	平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金は、「35万円に4万円を加算」して「39万円」とする。また、産科医療補償制度等に参加している分娩機関で出産したときは、「3万円」を上限として加算する。	「39万円」に加えて、産科医療補償制度等に参加している分娩機関で出産したときは、「3万円」を上限として加算する。  ただし、関係法令が改正された額とする。

以上